

サービス付き高齢者向け住宅 登録申請提出書類 チェックリスト

高槻市都市創造部住宅課

登録番号		(第 号)				◎ 必須 ○ 該当する場合 ● 提出可能な場合		◆提出部数 ・事前相談:住宅課1部、福祉指導課1部 ・事前協議:福祉指導課3部(正1・副2) ・登録申請:住宅課2部(正副各1)	
申請者									
No	項目			様式等	事前 相談	事前 協議	登録 申請	チェック	備考
1	サービス付き高齢者向け住宅の登録申請に係る事前相談申出書			要綱様式第1-1号	◎			☐	
	サービス付き高齢者向け住宅の登録申請に係る事前相談申出書			要綱様式第1-2号	◎			☐	
2	サービス付き高齢者向け住宅事業事前協議申請書			要綱様式第2号		◎		☐	
3	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書			規則様式 別記様式第1号	◎ 規則様式以外も可	◎	◎	☐	☐
	別紙	1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地 ～ 1 2. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨						☐	
	別添1、2	役員名簿						☐	
	別添3	規模構造	1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等					☐	
			2. 共同利用設備等					☐	
	別添4	サービス	1. 状況把握及び生活相談サービスの内容					☐	
			2. 食事の提供サービスの内容（該当する場合のみ）					☐	
別添5	運営方針		☐						
4	サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等のチェックリスト			要綱様式第3号	●	◎	◎	☐	
5	サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト			要綱様式第4号	●	◎	◎	☐	
6	サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図（職員の常駐場所が同一敷地外の場合はその位置も表示）				◎	◎	◎	☐	
7	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、各住戸面積、設備の概要を表示（関係施設含む）			◎	◎	◎	☐	☐
		台所、水洗便所、収納設備、浴室等の設備について名称記載			◎	◎	◎	☐	
		デイサービス等の浴室を使用する場合は、該当箇所に注意書き記載			◎	◎	◎	☐	
8	平面詳細図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、緊急通報装置の位置、設備の詳細を表示（関係施設含む）			●	◎	◎	☐	☐
		出入口幅、特定寝室の面積（内法寸法で計算）、手すりの位置を記載			●	◎	◎	☐	
9	求積図等	縮尺、方位を記載した住戸タイプ毎の求積図、求積表			●	◎	◎	☐	
		共用部分の求積図・求積表（25㎡に満たない住戸がある場合）			○	○	○	☐	
10	加齢対応構造等を表示した書類（加齢対応構造等チェックリストに記載される各種寸法等が確認できる図面等）				●	◎	◎	☐	
11	建築確認申請書の第3面、4面の写し					●	◎	☐	
12	新築の場合は建築確認済証の写し、既存施設の場合は検査済証の写し					●	◎	☐	
13	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物の場合は耐震診断書の写し					○	○	☐	
14	入居契約に係る約款（状況把握サービス及び生活相談サービス含む）					◎	◎	☐	

No	項目	様式等	事前 相談	事前 協議	登録 申請	チェッ ク	備考
15	状況把握サービス及び生活相談サービス以外で入居者が日常生活を営むために必要なサービスについて、入居者がその利用や事業者を選択できることの説明書（利用権方式にてサービスと一体的に契約する場合、特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合を除く・重要事項説明書への併記可）			○	○	□	協議・申請時に書類が提出出来ない場合は、後日提出する旨を記載した確約書等を提出して下さい。（様式任意）
16	サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合は、委託契約に係る書類			○	○	□	
17	高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力がある場合は、それを証する書類			○	○	□	
18	法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類（前払金を徴収する場合） （銀行等の保証契約書等・前払金の積算根拠資料）			○	○	□	
19	暴力団排除に係る登録拒否要件の情報確認書	要綱様式第5号	●	◎	◎	□	
20	老人福祉法第29条第7項の規定に基づく重要事項説明書（有料老人ホームに該当する住宅のみ）			○	○	□	
21	サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書（国費の補助を受ける場合）			○		□	
22	社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票（有料老人ホームに該当する住宅のみ）				○	□	
23	その他市長が必要と認める書類		○	○	○	□	
手数料		登録戸数 戸（ 円）＋面積・設備基準(6,500円)＋前払い金有（6,500円）＝ 円			◎	□	

■ 更新の登録申請（令和4年9月1日以降）

※更新の登録申請前に、上記チェックリストに掲載する書類に変更がないこと（変更があった場合は既に変更届を提出していること）をご確認ください。
変更が生じる場合は、先に変更届の提出が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

◆提出部数

・登録申請：住宅課2部（正副各1）

No	項目	様式等	チェック	備考
1	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書	規則様式 別記様式第1号	□	
	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条第1項に掲げる書類及び高槻市サービス付き高齢者向け住宅に係る登録事務要綱第5条に掲げる書類について変更がないことを記載			
	別紙 1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地 ～12. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨			
	別添1、2 役員名簿			
	別添3 規模構造			
	別添4 サービス			
	別添5 運営方針			
2	その他市長が必要と認める書類		□	
手数料		登録戸数 戸（ 円）＋面積・設備基準(6,500円)＋前払い金有（6,500円）＝ 円	□	